

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市南部在宅福祉センター
- 2 指定管理者 熊本市南区平成1丁目16番18号
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
理事長 續 幸弘
- 3 指 定期間 自 平成30年4月1日
至 平成33年3月31日

(提出理由)

熊本市南部在宅福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。